

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 23 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730003

研究課題名(和文) 米国<不法行為改革>の展開と背景 現代アメリカ私法史に向けて

研究課題名(英文) Development and Background of "Tort Reform" in the U.S. --- Towards History of Modern American Civil/Private law

研究代表者

会澤 恒 (AIZAWA, Hisashi)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：70322782

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)：立法部のみならず司法部も法形成権能を持ち、さらに連邦と州との対抗関係という米国の法形成回路の重層性・複数制は、関係アクターに対してフォーラムを切り替えつつ自らの欲する法を求める可能性を与えている。しかしこれにより、とりわけ州レベルにおける法システムの自律性の弱さも浮き彫りとなる。伝統的に州法であった不法行為法は断片的ながらも連邦化・憲法化されつつある。産業界に裁量の余地を与える法動向は契約法や民事司法一般にも見られ、裁判所自体が民事司法の扉を閉じつつあり、このことは不法行為法における動きが孤立したものであることを示す。実証的法学研究の法実務への影響は限定されている。

研究成果の概要(英文)：Multiple forums of developments of laws, including legislature and courts, both at state and federal level, provide private actors with opportunity to switch forums in order to seek laws they want. This shows that weakness of the autonomy of American legal system, and it is closer to sub-system of the political system, especially at state level. With litigation tactics of the parties, tort law, which has been traditionally state law, has been "federalized" and "Constitutionalized," i.e., many aspects of tort law and litigation are impacted by federal statutes and the U.S. Constitution, but such impacts are fragmented and not consistent yet. Parallel trend is found in contract law and civil procedure in general, and the courts itself are "closing" doors of civil justice system under stark division of images of civil litigation. Empirical studies of law has had limited influence on actual legal practice.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

 キーワード：アメリカ法 不法行為改革 法形成過程 連邦制 不法行為法の連邦化・憲法化 民事司法 法と政策
保守政治

1. 研究開始当初の背景

アメリカ合衆国の不法行為法・不法行為訴訟のダイナミックな展開は、我が国においても注目されてきた。〈私人による法実現〉といった、違法に効果的に対応する側面に注目される一方、〈責任の爆発〉〈訴訟社会〉といった負の側面も知られてきたところである。1980年代以降の米国民事責任法の動向は、おおむね後者の観点からの懸念を軸に展開してきたと言ってよい。〈不法行為改革 tort reform〉が標語となり、懲罰的賠償、クラス・アクションといった英米法に特徴的だとされる制度がネガティブな副作用をもたらしているとして、立法、司法の双方においてこれらを制限・統御し、企業等の活動領域を確保しようとする試みが前景化してきた。その背景としては潜在的被告たる産業界の動向があるが、原告側弁護士層を初めとする対抗勢力も見逃せず、個別的論点の具体的な帰結は単純ではない。

このような米国法の展開につき、研究代表者はいくつかの側面から検討を加えてきた。第一に、平成17年度科学研究費・若手研究(B)「懲罰的賠償の法過程——私人による法実現の可能性と限界——」の研究代表者として、米国の懲罰的賠償制度の最新の動向を整理・分析した。そこでは特に、連邦司法部が懲罰的賠償の利用を質・量(額)の両面にわたって規制を拡大している状況を確認している。その上で、一連の連邦最高裁判決で示された懲罰的賠償観が〈私人による法実現〉の観念と緊張関係にあることを指摘し、かかる伝統的な観念を維持しようとするれば憲法上のデュー・プロセスからの重疊的な要請をクリアする必要があることを論じた。引き続き、平成21年度科学研究費・若手研究(B)「米国連邦行政規制による州不法行為法の専占——製品安全規制・金融取引規制を中心に」の研究代表者として、連邦行政規制の遵守が州法たる不法行為法の適用を排除するという法現象に分析を加えた。この検討を通じて、潜在的被告たる大企業と原告側弁護士層とがそれぞれ、訴訟戦略・立法戦略の双方において、フォーラムを切り替えつつ自らに有利となるような法形成を追求していく様を描写している。

2. 研究の目的

これまでの研究による知見から、現代アメリカ法の大まかな動向としては、外部からの責任追及が質・量双方の面で限定される一方、企業等がそのビジネス活動のフリーハンドを拡大してきている、と評価できる。研究代表者は、一連のアメリカ法のプロ・ビジネス化を、1980年前後を画期とする、レーガン革命・新自由主義革命の法的な面における表出と理解している。本研究は、研究代表者のこれまでの研究を踏まえ、〈不法行為改革〉に

代表される一連の展開を整理し全体像を動的に把握した上で、その背景を分析し方向性を探ることを目的とした。

ところで米国は、連邦一州という統治機構の多層性や、立法部のみならず司法部(判例法)や行政庁(行政規則)もまた法形成機能を持つといった、憲法体制上の特徴を有している。本研究では、〈改革〉をめぐる各アクター(特に企業や産業界)が、こうした複数の重層的なフォーラムを自らに有利な法を求めて切り替えつつ法形成に参加している、という基本的視角の下、その要因を分析することとした。

また、不法行為法の変動を検討する本研究は、これをめぐる学説の議論状況の分析を通じて、米国の法学史・法学方法論の展開の理解にも貢献することが期待された。さらに、〈不法行為改革〉運動が現れた1980年代という時期は、保守政治がメインストリームに躍り出た時代でもあり、本研究の分析はアメリカ政治史における現代型保守主義のケース・スタディとも位置付けられる。

3. 研究の方法

本研究は、1980年代以降の、不法行為法を中心としたアメリカ合衆国の民事法の展開を検討した。〈不法行為改革〉に代表される一連の展開を整理し全体像を把握した上で、その背景を分析し方向性を探った。また、検討対象を不法行為法分野に限定せず、契約法を初めとする他の(民事)法分野も視野に入れることで事態の立体的・包括的な把握に務めた。分析枠組として、連邦制・判例法主義・行政国家化現象といった米国憲法体制の基本的特徴から来る法形成回路の重層性・複数性が、関連アクターにフォーラムを切り替えつつ法形成に参加する余地を与えるという契機を重視すると同時に、EUにおける法形成過程との比較により米国法の特徴を浮き彫りにすることを試みた。さらに本研究は、かかる実定法領域での展開を、〈法と経済学〉の受容および現代型保守の構造という観点から、戦後アメリカの法学方法論・法学史および政治史のコンテクストに定位することを試みた。

主として文献研究によったが、判決テキストや学術文献のみならず、〈改革〉運動(後述)に関与する業界団体等によるプレスリリース等も基礎資料とした。また、内外の研究者のみならず実務家を含む研究会に参加して意見を交換し、実務的関心事項を撰取する機会を得た。

4. 研究成果

(1) 〈法〉システムの自律性の弱さ

〈不法行為改革〉においては、アメリカ合衆国の憲法体制上の特徴のもたらず議論の

フォーラムの複数性・並立性が、推進派・反対派双方のアクターに、自らに有利な場を求めて戦略的にフォーラムをスイッチしていく余地を与えている。判例法主導で民事責任が拡大すると、これを不法行為法の「問題」としてアジェンダを設定することで、〈改革〉推進派は州議会に働きかけて〈改革〉立法を成立させた。これに対し〈改革〉批判派は、この種の立法が州憲法違反であると州裁判所で主張し、一定の成功を収めた。これを受けて推進派は、州憲法の改正を追求し、あるいは裁判官選挙制度を通じて自らの主張を支持する者をその地位に据えようと行動している。(この結果、従来は穏健なものであった裁判官選挙の政治化が顕著になっている。)このように、近時の州レベルの動向に着目すると、〈法〉が政治に従属したシステムとなってしまっている面も強い。このことは一面ではデモクラシーの徹底として了解することができる。しかしながら、公共的価値の探求を党派政治に解消し得るのかという疑問は残り、〈法〉の自律性、〈法〉の価値としての一貫性は損なわれている。

他方、1990年代以降の動向でより顕著なのは、連邦法上の論点を作成するという被告側の訴訟戦術により、不法行為事件が連邦裁判所(なかんずく連邦最高裁)へと持ち込まれ、元来州法である不法行為法の領域に連邦司法部と連邦法が介入する範囲が拡大しつつあることである(不法行為法の連邦化・憲法化)。不法行為法は本来連邦法の領域ではないことから、その内実は断片化しており、また連邦法の介入する範囲に歯止めをかける法理は未だ見出されていない。連邦レベルの政治では、州レベルに比して不法行為法の〈政治〉化の契機は前面化していないが、むしろ党派対立が判例により断片化した連邦法を整序することのハードルとして立ち現れている。

アカデミックには、複数の法形成フォーラムの並立状況における適切なフォーラムはどこか、という制度間選択をめぐる政策問題として問いが定式化される。その前提として、近時の議論が不法行為法の目的を事故の抑止の最適化の観点を中心として了解していることについて確認した。

米国〈不法行為改革〉をめぐる状況は、一時の激しい対立状況からは落ち着きを見せつつある。〈改革〉推進派が所期の目的をほぼ達成したと評価でき、その要因として、その主張に際して道徳メッセージを含意させ、これが折からの保守政治の潮流と合致したこと、産業界が公益の担い手であるとの認知の獲得に成功したことを指摘できる。だがその結果として、(不法行為法上の請求の連邦行政規制による専占の局面に顕著であるが)被害者が補償なき状態に残されることを容認する法理が定着した形になった。原告に対する救済(の可能性)の確保、私人のイニシアティブによる違法行為の摘発という不法

行為法の機能は後景に退くこととなった。

(2) 「民事司法」のイメージの分裂と閉じゆく民事司法

他の法領域の状況との比較という観点から、契約法分野での動向についても検討を加えた。連邦仲裁法による州契約法の専占の問題を主たる素材とした。近時、産業界が消費者契約や労働契約の約款に仲裁条項を挿入する実務を採用しているが、これに対し州裁判所は州契約法上の非良心性の法理等により規制を加えようとしてきた。しかし、契約一般に適用されるルールによるのでない限り仲裁条項は強制されなければならないとの連邦仲裁法の規定の下、連邦裁判所は、州裁判所による介入を、仲裁特定のものと評価することによって専占効により排除するようになった。連邦法に依拠することによって州法による消費者保護を排除するという、不法行為法分野との並行的な状況が出現していることを指摘できる。

仲裁以外の側面における民事手続をめぐる近時の判例動向も注目し値する。そこでは、裁判所の管轄権を限定し、より早い段階で民事手続を打ち切り、あるいは事件を裁判所ではなく仲裁に付託する範囲を拡大する傾向が顕著である。このことは、不法行為法分野に見られる動きが孤立したものではないことを示す。そこでは、違法行為に有効に対応するための効果的なガバナンス手法としての私的訴訟という考え方と、社会とりわけ産業界への負担としての私的訴訟という受け止め方との、民事司法に関するイメージの分裂が顕在化している。そして後者の理解がモメンタムを獲得することで、裁判所自らが民事司法から撤退し、いわば民事司法を閉じる構えを見せている。

(3) 政策学としての「法学研究」とその限界

米国の法学研究において近時の顕著な傾向として、法の実効性・影響に関する実証的研究の隆盛があり、本研究でもその摂取に努めた。〈不法行為改革〉運動自体がその発展の契機であり、主要な検討対象の一つでもある。そこでは、〈改革〉の標的となった不法行為法の危機の存在自体が明白ではないことが確認されると同時に、それに対する〈改革〉の効果が曖昧であることも指摘された。このことは〈改革〉の動機が党派政治的なものであることを示唆する。しかし、非党派的な実証研究の現実の政策論として実際に持つ影響は限定されている。これが実効性を持つための条件、裏を返すと〈改革〉推進者の主張が(政治的のみならず)法的ディスコースとして成功したのはなぜかという問いは十分に詰め切ることができず、課題として残った。

(4) 残された課題・さらなる研究アジェンダ

以上の検討は、米国の「法学研究」、法学方法論・法解釈方法論と法（形成）過程との連関についてのさらなる課題を浮かび上がらせた。本研究で検討した米国の動向は、実際の法言説としては形式主義的方法による法解釈という形態をとる。例えば、仲裁の拡大は当事者の合意にそのまま効力を与えるべしとの立法の文言解釈を基礎とするが、そこに見られるのは「当事者」の内実を問うて契約の拘束力を調整してきた 20 世紀契約法学の成果の忘却である。より一般化すれば、リーガル・リアリズム以降の、社会的インパクトを念頭に置いた法学方法から、そうした点に無頓着なそれ以前の古典的法思想への回帰とも言える状況が見られる。後者の立場に立つ論者による正当化としては、デモクラシーの下での裁判所の立法部への敬讓が強調されている。果たしてそれが規範論として成功しているかはさらに検討されるべき問いとして残った。

その歴史的経緯から、米国において法と統治の正統性は専らデモクラシーに基づかざるを得ず、他の原理による正統化は困難である。法形成フォーラムを構成する諸機関も、その構成の仕方は多様であれ、直接・間接にデモクラシーにその基盤を置いている。法システムは、それ自体一定の自律性を有するものと了解される一方、パッチワーク的法を算出したり、専門性に基づく政策論を採用しないこともあることは本研究で指摘した。法システムとその下での法思考・法的議論の自律性と、デモクラシー及び政策論の三者の緊張関係の構造を統合するものとして、諸機関の連携それ自体が法の中核にあるという、プロセス基底的な法観念があるのではないか、というのが現時点での仮説である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 8 件)

- ① セオドア・アイゼンバーグ／会沢恒 [訳] 「不法行為改革の影響の実証研究」北大法学論集 64 巻 3 号 986～925 頁(2013 年)、査読なし
- ② 会沢恒 [司会] / 浅香吉幹 [他] 「座談会 合衆国最高裁判所 2011-2012 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2012 年 2 号 225～303 頁 (2013 年)、査読なし
- ③ 会沢恒 [司会] / 浅香吉幹 [他] 「座談会 合衆国最高裁判所 2010-2011 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2011 年 2 号 301～397 頁 (2012 年)、査読なし
- ④ 会沢恒 「法をめぐる言説と法過程現代アメリカを参照して——」法律時報 1033 号

94～99 頁 (2011 年)、査読なし

- ⑤ 会沢恒 「懲罰的賠償の現在——「アメリカ」比較法研究 72 号 110～115 頁 (2011 年)、査読なし
- ⑥ 会沢恒 「米国懲罰的賠償制度の近時の動向」法の支配 162 号 18～27 頁(2011 年)、査読なし
- ⑦ ハンス-W. ミクリッツ／会沢恒 [訳] 「ヨーロッパ規制私法の目的的手法——ヨーロッパ私法の、競争と規制における自律から機能主義への変容——」新世代法政策学研究 12 号 17～97 頁 (2011 年)、査読なし
- ⑧ 会沢恒 「〈不法行為改革〉のポリティクス」アメリカ法 2011-1 号 141～153 頁 (2011 年)、査読なし

[学会発表] (計 2 件)

- ① 会沢恒 「AT&T Mobility LLC v. Concepcion, 563 U.S. __; 131 S. Ct. 1740 (2011) 連邦仲裁法が、州契約法上の非良心性法理に基づく (とされる) クラス仲裁の要請を専断するとした事例」日米法学会総会判例研究会 (2012 年 9 月 8 日、於国士舘大学世田谷キャンパス、東京都)
- ② 中村修二・窪田充見・会沢恒 [パネリスト] / 永島賢也 [コーディネーター] 「第 11 分科会 民事裁判の活性化～財産開示の活用／損害賠償の充実～」日本弁護士連合会第 17 回弁護士業務改革シンポジウム (2011 年 11 月 11 日、於パシフィコ横浜、横浜市)

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

ホームページ等

<http://lex.juris.hokudai.ac.jp/~aizawa/>

<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/53404/1/HLR64-3-009.pdf>

http://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/LPG_vol12/12_2.pdf

6. 研究組織

(1) 研究代表者

会沢 恒 (AIZAWA, Hisashi)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：70322782

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし